

国立大学法人東京農工大学における「東京農工大学キャリアパス支援センター事業」に従事する職員就業規則の一部改正

国立大学法人東京農工大学における「東京農工大学キャリアパス支援センター事業」に従事する職員就業規則を次のとおり改正する。

現 行	改 正	備 考								
<p>国立大学法人東京農工大学における「東京農工大学キャリアパス支援センター事業」に従事する職員就業規則</p> <p style="text-align: right;">平成19年11月5日 19経教規則第10号</p> <p>(趣旨) 第1条 この規則は、国立大学法人東京農工大学職員就業規則(以下「就業規則」という。)第4条第4項の規定に基づき、文部科学省から委託された受託事業「東京農工大学キャリアパス支援センター事業」に係る経費を雇用財源とする教育職員(以下「特任教員」という。)及び事務職員(以下「支援員」という。)の就業に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条～第6条 省略</p> <p>(所定労働時間) 第7条 特任教員及び支援員の労働時間は、休憩時間を除き、1日8時間、1週間40時間とし、その始業・終業時刻、休憩時間は別表1のとおりとする。</p> <p>第7条～第9条 省略</p> <p style="text-align: center;">附 則 省略</p> <p>別表第1(第7条関係)</p> <table border="1" data-bbox="100 1187 703 1262"> <tr> <td>労働時間</td> <td>午前8時30分から午後5時15分まで</td> </tr> <tr> <td>休憩時間</td> <td>午後0時15分から午後1時まで</td> </tr> </table>	労働時間	午前8時30分から午後5時15分まで	休憩時間	午後0時15分から午後1時まで	<p>(趣旨) 第1条 この規則は、国立大学法人東京農工大学職員就業規則(以下「就業規則」という。)第4条第3項の規定に基づき、文部科学省から委託された受託事業「東京農工大学キャリアパス支援センター事業」に係る経費を雇用財源とする教育職員(以下「特任教員」という。)及び事務職員(以下「支援員」という。)の就業に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条～第6条 省略(現行どおり)</p> <p>(所定労働時間) 第7条 特任教員及び支援員の労働時間は、休憩時間を除き、1日7時間45分、1週間当たり38時間45分以内とし、その始業・終業時刻、休憩時間は別表のとおりとする。</p> <p>第7条～第9条 省略(現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">附 則 省略(現行どおり)</p> <p>別表(第7条関係)</p> <table border="1" data-bbox="1048 1187 1650 1262"> <tr> <td>労働時間</td> <td>午前8時30分から午後5時15分まで</td> </tr> <tr> <td>休憩時間</td> <td>午後0時00分から午後1時まで</td> </tr> </table>	労働時間	午前8時30分から午後5時15分まで	休憩時間	午後0時00分から午後1時まで	
労働時間	午前8時30分から午後5時15分まで									
休憩時間	午後0時15分から午後1時まで									
労働時間	午前8時30分から午後5時15分まで									
休憩時間	午後0時00分から午後1時まで									

附 則(21経教規則第12号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。